

令和2年7月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月27日（月曜日）議事開始 午前9時10分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 栗下 章二 竹下 助範 稲田 優
前原 幸太郎 岩屋 美智子 田中 雄策 山下 正成
田上 みゆき 下原 小枝子

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子
高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 な し
【推進委員】 吉留 律子

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

1. 会長の選出について
2. 会長代理の選出について
3. 議席及び小委員会の構成について
4. 議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
5. 農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付について
6. 農地利用最適化推進委員の小委員会構成について
7. 地区担当の決定及び各委員会等の役員選出について

事務局長 【あいさつ・・・】

事務局長 それでは只今から本日の総会を開会します。ご起立をお願いいたします。
「一同礼」ご着席下さい。

本日は、農業委員会委員選任後の初めての総会でありますので、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、市長が招集をされました。本来ならば、ここで農業委員の皆様から自己紹介をしていただくのが筋とはおもいますが、この農業委員の皆様だけによる議題等の協議終了後に、農地利用最適化推進委員18名の皆様を交えた協議を行うことにしております。その場で農地利用最適化推進委員の皆様には新会長から委嘱状を交付していただき、その後農業委員さんと農地利用最適化推進委員の皆様は各々自己紹介をしていただきたいと思いますので、ここでは私の方から紹介をさせて頂きいただきたいと思います。それでは、仮議席順番にお名前を読み上げて紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして進行して参ります。日程第1議長選出についてであります。議長につきましても、えびの市農業委員会会議規則第3条の規定により会長が議長になることになってはいますが、本日は農業委員会委員改選後の初めての総会であり、会長はまだ選任されておられません。したがって、議事を進める都合上、会長が決まるまで臨時議長を選出し議事の進行をお願いしたいと思います。臨時議長の選出でございますけれども、地方自治法第107条の規定の準用により、年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席委員中〇〇委員が最年長でございますので、ご紹介申し上げます。

〇〇委員は、議長席におつきください。

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました「〇〇」です。地方自治法第107条の規定の準用により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

まず、委員の出席状況についてご報告いたします。本日の出席者は、10名全員であります。

臨時議長 議事に入る前に、議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

(なしと言う者多数あり)

臨時議長 それでは、議事録署名人に田中委員と下原委員の2名を指名いたします。次に日程第3「会長の選出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 会長の選出についてご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第5条第2項により「会長は、委員が互選した者をもつて充てる。」の規定に基づきまして、農業委員会会長の選出を委員の皆様の互選でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありました。会長の互選の方法は投票によって行うことが原則ですが、地方自治法第118条の2項及び第3項の規定により指名推選の方法によることは差し支えないこととあります。ただし、指名推選の場合は委員全員の同意が必要となります。

お諮りいたします。会長の選出については推選、又は選挙のどちらがよろしいでしょうか。

栗下委員 議長。

臨時議長 栗下委員。

栗下委員 異議を申しあげる訳ではありませんが、最初に誰か立候補するとかでそれから選挙にする方がよろしいかと思いますが。

事務局長 議長。

臨時議長 事務局長。

事務局長 説明を補足いたします。議長が先ほど推薦と選挙と申しあげましたが、推薦には、自ら立候補する自薦と、他の委員からの推薦による他薦があります。会長になりたいと思われる方は、立候補をお願いいたします。まずは推薦か選挙のどちらかをお決めいただきますようお願いいたします。

竹下委員 議長。

臨時議長 竹下委員。

竹下委員 推薦でよろしいかと思えます。

稲田委員 議長。

臨時議長 稲田委員。

稲田委員 候補者が1名であれば、推薦でいいと思えますが、複数いる場合は、選挙がいいと思えます。

事務局長 議長。

臨時議長 事務局長。

事務局長 まずは、推薦か選挙かのどちらかをお決めいただきたいと思えます。当然、複数の推薦があった場合は選挙になるかと思えますが、まずは、いきなり選挙をするのか、推薦のどちらかをお決めいただきたいと思えます。

臨時議長 立候補者が複数いる場合は、選挙になります。
(推薦と言う者多数あり)

臨時議長 推薦との発言がありましたので、お諮りいたします。会長選出は推薦で選出することにご異議ございませんか。
(なしと言う者多数あり)

臨時議長 異議なしと認めます。よって会長は推薦で選出いたします。それでは自薦・他薦をお願いします。

臨時委員 議長。

臨時議長 ○○委員。

○○委員 今回の会長選に立候補したいと思えますのでよろしくをお願いします。

臨時議長 他にございませんか。

臨時議長 議長でございますが、私も会長に立候補したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長 他にございませんか。
(なしと言う者多数あり)

臨時議長 それでは、なしとの発言がありましたので、お諮りいたします。会長選

出は、〇〇委員と私の2名の自薦がございましたので候補者複2名による選挙で会長を選出することにご異議ございませんか。

(なしと言う者多数あり)

臨時議長 異議なしと認めます。よって選挙を行います。それぞれは、準備の都合上、そのまま休憩をいたします。

(暫時休憩)

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより会長の選挙を行います。会場の閉鎖を命じます。

(会場閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席委員は10名であります。投票用紙を配布いたします。

(事務局：投票用紙配布)

臨時議長 投票用紙の配布洩れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

臨時議長 配布洩れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱の中の確認)

臨時議長 投票箱は、異常なしと認めます。この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。事務局長に点呼をお願いします。

事務局長 順次、氏名を読み上げますので、投票をお願いします。順序といたしましては、仮議席順のとおりです。それではお名前を読み上げます。

(順次投票)

事務局長 以上で点呼を終わります。

臨時議長 投票洩れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

臨時議長 投票洩れなしと認めます。投票を終了いたします。会場の閉鎖を解きます。

(会場解放)

臨時議長 これより開票を行います。開票立会人を指名いたします。山下委員と

田上委員を指名いたします。両委員の立会をお願いいたします。

(開票)

臨時議長 投票の結果をご報告いたします。投票総数10票。これは先ほどの出席委員数と符合いたしております。そのうち、有効投票数10票、無効投票数0票であります。それでは、投票結果のみ、ご報告いたします。

私が会長に当選しました。

事務局長 それでは会長が決まりましたが、尾山会長に議長をお願いしたいと思います。それでは、尾山会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(会長就任挨拶)

尾山議長 えびの市農業委員会会議規則第3条第1項の規定に、「会議の議長は、会長をもって充てる」となっておりますので、議長を務めさせていただきます。

次に日程第4「会長代理の選出について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、会長代理の選出についてご説明申し上げます。農業委員改選後、初めての総会でございますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づきまして、会長の職務を代理される会長代理の選出を委員の皆様の互選でお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

尾山議長 ただいま事務局から説明がありました。お諮りいたします。会長代理の選出についてどのような方法がよろしいでしょうか。

竹下委員 議長。

尾山議長 竹下委員。

竹下委員 指名推薦でいいと思います。

尾山議長 ただいま、指名推選という発言がありました。他にありませんか。

(「なし」との発言あり)

尾山議長 ただいま、指名推選との発言がありました。指名推選により選出することにご異議ございませんか。

(「なし」との発言あり)

尾山議長 異議なしと認めます。よって、指名推選により選出することに決定いたします。

指名推選と決定しましたので、会長代理に推選する委員を推薦下さい。

〇〇委員 議長。

尾山議長 〇〇委員。

〇〇委員 私は農業委員を二期務めさせていただきましたが、せんえつながら会長代理に立候補したいと思います。

尾山議長 他にございませんか。。

〇〇委員 議長。

尾山議長 〇〇委員。

〇〇委員 先ほど会長に立候補しましたが、今回、会長代理に立候補します。

尾山議長 他にありませんか

(「なし」と言う者あり)

尾山議長 ただいま、〇〇委員と〇〇委員をから会長代理に立候補する旨の発言がありました。複数の委員の推選がありましたので、候補者2名による選挙で会長代理を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

尾山議長 異議なしと認めます。準備の都合上、そのまま休憩いたします

(暫時休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。これより会長代理の選挙を行います。会場の閉鎖を命じます。

(会場閉鎖)

尾山議長 ただいまの出席委員は10名であります。投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

尾山議長 投票用紙の配布洩れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

尾山議長 投票箱を改めます。

(投票箱の中の確認)

尾山議長 投票箱は、異常なしと認めます。この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。事務局長に点呼をお願いします。

事務局長 順次、氏名を読み上げますので、投票をお願いします。順序といたしましては、仮議席順のとおりです。それではお名前を読み上げます。

(順次投票)

事務局長 以上で点呼を終わります。

尾山議長 投票洩れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

尾山議長 投票洩れなしと認めます。投票を終了いたします。会場の閉鎖を解きます。

(会場解放)

尾山議長 これより開票を行います。開票立会人を指名いたします。前原委員と下原委員を指名いたします。両委員の立会をお願いいたします。

(開 票)

尾山議長 投票の結果をご報告いたします。投票総数10票。これは先ほどの出席委員数と符合いたしております。そのうち、有効投票数10票、無効投票数0票であります。それでは、投票結果のみ、ご報告いたします。

竹下委員が会長代理に当選しました。竹下委員、会長代理就任おめでとうございます。

事務局長 竹下会長代理に挨拶をお願いします。

(会長代理就任あいさつ)

尾山議長 続きまして、日程第5「議席及び小委員会の構成等について」を議題といたします。

まず、議席の決定についてであります。えびの市農業委員会会議規則第5条第1項に、「委員の議席は、最初の会議において議長が定める。」と規定されています。議席の検討を行いますので、しばらく休憩します。

(暫時休憩、番号札2番から10番まで机に貼りつける。)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議席の席順につきましては、事務局長より読み上げさせます。

事務局長 それでは、議席の席順を読み上げます。
(議席番号順にお名前を読み上げる)

尾山議長 ただいま申し上げました議席順に着席をお願いします。
(各委員それぞれの番号に着席する。)

尾山議長 次に小委員会の構成についてであります。えびの市農業委員会小委員会設置規程第3条第2項に、「委員会の構成は、会長が指名する」と規定されています。ただいまから構成を申し上げます。議席番号2番から4番までの3名の委員の方が第一小委員会、議席番号5番から7番までの3名の委員の方が第二小委員会、議席番号8番から10番までの3名の委員の方が第三小委員会、以上のとおり指名いたします。

尾山議長 ただいま、小委員会の構成が決定いたしました。次は各小委員会の委員長及び副委員長の選出となっております。えびの市農業委員会小委員会設置規程の第4条第2項に「委員長及び副委員長は、農業委員会の総会において互選する」となっています。各小委員会の委員長及び副委員長の選出をお願いします。ここでしばらく休憩します。。

(暫時休憩、休憩中に委員長及び副委員長を互選する。)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議席の席順につきましては、事務局長より読み上げさせます。

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。各小委員会から委員長及び副委員長の選出について報告がありましたので、申し上げます。

第一小委員会の委員長に下原委員、副委員長に山下委員。

第二小委員会の委員長に栗下委員、副委員長に岩屋委員。

第三小委員会の委員長に稲田委員、副委員長に田中委員。

以上の通りであります。

なお、えびの市農業委員会小委員会設置規程の第4条第3項に「委員長及び副委員長の任期は、3年とする。」と規定されております。

尾山議長　　続きまして、「農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について」事務局よりご説明いたします。

事務局長　　議長。

尾山議長　　事務局長。

事務局長　　「農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について」ご説明いたします。

農業委員会の事務局職員は現在6名おりますが、ご存知のように市長部局の職員とは区別されております。法的には「農業委員会等に関する法律」第20条第3項に「職員は、農業委員会が任命する」となっております。また、えびの市農業委員会事務局規程第3条第2項にも「職員は委員会が任免する」となっておりまして、会長名での任免ではなく、委員会名での任免になります。つまり会長には専決権はありません。

したがいまして、職員の任免については、1番目、そのつど、臨時総会を開催して辞令交付をする。2番目、地方公務員法第6条第2項に基づき、条例で会長に委任する。3番目、事前に総会で会長一任の決定をしていただいておくと3つの方法があります。

この3つの方法のうち、3番目の方法、えびの市農業委員会は、総会で会長に一任しておく方法をお願いいたしたく、提案いたします。よろしくをお願いいたします。

尾山議長　　説明が終わりました。事務局からは、職員の任免については、事前に総会で会長に一任する方法が提案されましたが、何か質疑はありませんか。

（なしと言う者あり）

尾山議長　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。説明のとおり事前に総会で一任する方法に賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長　　全員賛成と認めます。よって本日の総会で会長に一任すると決定いたします。

尾山議長　　ここで事務局より追加議案の申し出がありましたので、これを許可しま

す。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 ただ今から、追加議案の配布をいたします。

(追加議案配布)

尾山議長 議案第22号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号についてご説明をいたします。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定で農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっております。令和2年3月25日に同施行規則第11条第3項に基づき、農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しまして、候補者を選考していただきました。今回、提出いたしました一覧が、その結果でございます。内訳としましては、飯野地区4名、上江地区5名、加久藤地区4名、真幸地区5名の計18名でございます。

それでは、氏名経歴等は省略して、地区、応募状況を説明いたします。

整理番号1番、加久藤地区、個人応募です。

整理番号2番、飯野地区、個人応募です。

整理番号3番、上江地区、個人応募です。

整理番号4番、真幸地区、個人応募です。

整理番号5番、加久藤地区、個人応募です。

整理番号6番、加久藤地区、個人応募です。

整理番号7番、上江地区、個人応募です。

整理番号8番、上江地区、個人応募です。

整理番号9番、加久藤地区、個人応募です。

整理番号10番、上江地区、個人応募です。

整理番号 1 1 番、真幸地区、個人応募です。

整理番号 1 2 番、飯野地区、個人応募です。

整理番号 1 3 番、飯野地区、個人応募です。

整理番号 1 4 番、上江地区、個人応募です。

整理番号 1 5 番、真幸地区、個人応募です。

整理番号 1 6 番、真幸地区、個人応募です。

整理番号 1 7 番、真幸地区、個人推薦です。

整理番号 1 8 番、飯野地区、個人応募です。

以上 1 8 名の状況です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく議案熟読の時間を設けます。

(議案熟読)

尾山議長 それでは、これより議案第 2 2 号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 2 号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここで、農地利用最適化推進委員の方を招集いたしますのでしばらく休憩いたします。13時00分に開会いたします。

(13時00分まで休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第7「農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式」を行います。事務局から説明をさせます。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 今回、18名の方が農地利用最適化推進委員として委嘱されました、

そのうち3名の方が新規で委嘱されました。代表して、3名の方々に委嘱状を交付させていただきます。名前をお呼びしますので、前の方にお進みください。その他の方につきましては、机の上に委嘱状がおいてありますので、それを以って交付とさせていただきます。

(委嘱状の交付)

事務局長 　ただ今の委嘱状の交付により、新たなえびの市農業委員会組織が発足いたしました。ここで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまに自己紹介をお願いいたします。議席の若い順にお願いいたします。

(自己紹介)

尾山議長 　新たな農業委員会組織として、皆さん一緒に頑張ってください。

次に、日程第8「農地利用最適化推進委員の小委員会の構成について」を議題といたします。えびの市農業委員会小委員会設置規程第3条第2項に、「委員会の構成は、会長が指名する」と規定されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局長 　議長。

尾山議長 　事務局長。

事務局長 　それでは会長が指名いたしました小委員会構成について、ご説明いたします。自席に配布してある「小委員会構成表」をご覧ください。

(小委員会構成の説明)

尾山議長 　次に、日程第9「担当地区の決定及び各委員会等の役員選出について」でございますが、まず「各委員の担当地区について」を議題とします。案をお示しいたしますので、各地区で協議をお願いいたします。担当地区が決定いたしましたら、事務局にお知らせください。あくまでも案でございます。委員の自治会を基本にしてありますので、そこをお含みの上、各地区でご検討をお願いいたします。しばらく休憩します。

(暫時休憩、各地区で協議)

尾山議長 　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。担当地区が決定されました。事務局に読み上げさせます。

(読み上げ)

尾山議長 地区担当が決定しましたのでよろしくお願いいたします。次に各委員会等の役員選出ですが、まず、「えびの市農地流動化推進協議会の役員選出」ででございます。配布しました規約をご覧いただきたいと思います。規約の第5条第1項第1号に「会長は農業委員会会長」、同じく第2号に「副会長2名は農業委員会会長代理とJA組合長」となっております。会長は私となり、副会長は竹下会長代理となります。また、同じく第3号で監事は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から各1名選出となっておりますが、会長が指名してもよろしいですか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、監事について、私が指名いたします。は、栗下委員と山口委員にお願いしてよろしいですか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、監事には栗下委員と山口委員が決定いたしました。

次に「えびの市農業委員会農業後継者等結婚対策事業実施に伴う相談員の選出」でございますが、配付いたしました要綱をご覧いただきたいと思います。要綱の第3条第2項に、「～結婚相談員を置く。相談員は、農業委員及び農地利用最適化推進委員をもって充て、農業委員会の会長がこれを総理する。」となっておりますので、会長が指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、結婚相談員につきましては、私が指名いたします。田上委員と高谷委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたのでよう、結婚相談員には田上委員と高谷委員が決定いたしました。

次に「農業者年金加入推進部長の選出について」ですが、現在、岩屋委

員、稲田委員、永前委員が推進部長をしていただいております。任期は令和2年3月から令和3年2月末の1年間でございます。そのため、引き続き、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしとの発言がありましたので、農業者年金加入推進部長には、引き続き、岩屋委員、稲田委員、永前委員をお願いいたします。

次に、市長より「国民健康保険運営協議会委員の推薦について」の依頼がありました。現在、吉留委員が公益代表の委員になっております。任期が令和元年6月3日から令和4年6月2日までの3年間となっております。引き続き、吉留委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、国民健康保険運営委員には、引き続き、吉留委員をお願いいたします。

次に、市長より「えびの市企業立地促進審議会委員の推薦について」の依頼がありました。これまで上島前委員が引き受けておられましたが、この度、勇退されましたので、残りの任期を谷口委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なお、残りの任期は令和3年3月25日までとなっております。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、えびの市企業立地促進審議会委員には谷口委員を推薦することが決定いたしました。

次に市長より「男女共同参画推進審議会委員の推薦について」の依頼がありました。現在、田上委員が委員になっております。任期が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。引き続き、田上委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので、男女共同参画推進審議会の委員に

つきましては、引き続き、田上委員にお願いいたします。

次に「個人情報の取り扱いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 「個人情報の取り扱いについて」でございますが、委員の皆様は、えびの市農業委員及び農地利用最適化推進委員として、非常勤の特別職で地方公務員に位置づけられますが、委員皆様の個人に関する情報、具体的には、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号（携帯電話を含む）、職業、役職、受賞歴、農地の面積、口座番号等については業務遂行上、不可欠なために収集し、文書として記録し利用することになります。

また、場合によっては県農業会議、全国農業会議所等の関係機関に提供することがあります。

以上のようなことから委員皆様の個人情報の取り扱いについては、その利用等について、あらかじめご了解を得ていたほうが良いと思われまのでご提案したものでございます。

なお、目的外など新たな取扱事務が生じた場合には、その都度、ご説明し。ご了解を得るといふことにいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。お諮りいたします。個人情報の取り扱いについては、説明のとおり、決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

尾山議長 異議なしの発言がありましたので個人情報の取り扱いについては、事務局の説明のとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午後1時54分